

よくある質問

- ・申告する場合は、年末調整を受けた給与所得も申告が必要です。
源泉徴収票に変更がない時も16歳以下の扶養親族は省略しないでください。
- ・医療費控除の明細書を作成していないと受付できません。領収書は各自で5年間保管してください。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方でも、申告する場合は、すべての寄附金を申告してください。

税理士による 無料税務相談所

完全予約制

と き 2月13日(金)～2月28日(金) (土日祝を除く)
午前9時30分～正午、午後1時～4時

と ころ 市民体育センター

対 象 次のいずれかに該当する方

- ・相談内容が簡易な給与所得者、年金受給者
- ・事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得があり、令和5年分の所得金額が300万円以下（消費税の課税事業者である場合には、令和4年分の課税売上高が3,000万円以下）

※譲渡所得、山林所得、住宅借入金特別控除（1年目）、暗号資産、為替差益、国外扶養の追加、贈与税、消費税、相続税の申告相談は、豊橋税務署へ

申し込み 希望日前日（土日祝を除く）午後5時までにQRコードまたは電話で税務課へ。
※電話での予約は大変混雑するため、インターネットをご利用ください。



確定申告

e-Taxまたは郵送

スマホやパソコンから国税庁ホームページで確定申告書を作成し、e-Tax または郵送で豊橋税務署（〒440-8504 豊橋市大国町111）へ。

問合せ先 e-Tax ヘルプデスク（☎ 0570-01-5901）



国税庁
ホームページ

税務署

要整理券

と き 2月17日(日)～3月17日(日)
(土日祝を除く、3月2日(日)は開場)

と ころ 豊橋税務署

整理券

- ・国税庁 LINE 公式アカウントでの事前発行
- ・豊橋税務署での当日配布

問合せ先 豊橋税務署
(☎ 0532-52-6201)



国税庁
LINE 公式アカウント